

## 新型コロナワクチン

# 60歳以上の人と基礎疾患がある人の 4回目の接種が始まります

詳しくは☎健康増進課☎786-1855

国より新型コロナワクチン4回目接種の概要が示されたため、本市では以下のとおり接種を行います。

※5月2日時点で国から示されている情報を基に作成しているため、今後スケジュール等を見直す可能性があります。

**対象**▶ 3回目の接種完了から5か月以上経過し、①または②に該当する人

- ①接種日時点で、60歳以上の人
- ②接種日時点で、18歳～59歳の基礎疾患がある人(P.3上段参照)  
(接種の努力義務は適用されていません。)

接種対象者は、バネフィット(重症化予防等)とリスク(副反応等)を考慮した上で、接種の判断をしてください。



**ワクチンの種類**▶ ファイザー社製、武田/モデルナ社製

**予約スケジュール**▶

予約開始日の混雑緩和のため、以下のとおり予約開始日を細かく設定しています。ご自身の予約開始日をよく確認してください。(3回目の接種完了日は、接種済証やこれから届く接種券でご確認ください。)

3回目の接種完了日	接種券発送予定日	予約開始日	
～1月30日	5月30日頃	6月1日(水) (※予約システム入れ替えの関係で6/6午前9時までは、ウェブでの予約はできません。コールセンターのみでの予約受付になります。)	午前9時から
1月31日～2月4日	6月10日頃	6月20日(月)	
2月5日～8日		6月22日(水)	
2月9日～14日		6月24日(金)	
2月15日～18日	6月23日頃	6月29日(水)	
2月19日～22日		7月1日(金)	
2月23日～28日		7月4日(月)	
3月1日～4日		7月6日(水)	
3月5日～8日	7月1日頃	7月13日(水)	
3月9日～21日	7月19日頃	7月27日(水)	
3月22日～31日		7月29日(金)	

※以降の予定は広報おけがわや市ホームページでお知らせします。

**予約できる期間とワクチン**▶

予約期間追加日	新たに予約できるようになる期間	予約できるワクチン
6月1日(水)午前9時から	6月2日～30日	ファイザー社製
6月20日(月)午前9時から	7月1日～10日	ファイザー社製
	7月11日～17日	モデルナ社製
	7月18日～24日	ファイザー社製
	7月25日～31日	モデルナ社製
7月4日(月)午前9時から	8月1日～7日	ファイザー社製
	8月8日～21日	モデルナ社製
	8月22日～28日	ファイザー社製
	8月29日～9月4日	モデルナ社製

## 基礎疾患があり、 4回目接種を希望する人へ

令和3年5月に実施した右のアンケートに返信いただいた人で令和4年4月30日(土)までに3回目の接種を完了した人については、自動的に接種券を送付いたします。

アンケートの返信や4月30日(土)までに3回目接種を完了していない人は、下記QRコードから市ホームページをご確認いただき、健康増進課までご連絡ください。

市ホームページ▶



### これからワクチン接種の対象となられる皆様へ

新型コロナウイルスワクチン接種に関する案内について  
現在、桶川市では高齢者（65歳以上）の方の接種を行っています。市では次の接種順位である「60歳から64歳の方」及び、「基礎疾患をお持ちの方」の接種を行うことといたしました。そのため、接種券（クーポン券）を準備するために、**基礎疾患をお持ちの方で接種を希望される方は**、この用紙のみ同封の返信用封筒に入れてお送り下さい。基礎疾患の範囲については別紙をご確認ください。

なお、基礎疾患がない方などにつきましては、少しお待ちいただくこととなりますが、年齢区分により段階的に接種頂けるよう接種券（クーポン券）をお送りいたしますので、ご安心ください。

※令和3年5月17日時点のデータで作成しております。相違がある場合がございますので、予めご了承ください。

◀返信期限▶

令和3年6月11日（金）

※切手は不要です。封筒は必ず封をして投函ください。

◀申出確認欄▶

氏名	問い合わせ番号
<input type="checkbox"/>	基礎疾患を有する区分の期間に新型コロナウイルスワクチン接種を希望します。

に✓をした上で、同封されている返信用封筒に、この用紙をそのまま入れて返信ください。  
※上記、問い合わせ番号はお問い合わせ時に必要となりますので、別紙等にお控えください。

**予約方法▶** 4回目接種の予約方法は、3回目接種の際と同様に3種類となります。

平日のみ

①コールセンター▶ **6月1日(水)午前9時から**

桶川市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

フリーダイヤル ☎ **0120-400-750**

**受付時間▶** 平日の午前9時～午後5時

※最大50回線を用意していますが、予約開始日にはつながりにくい場合があります。ご了承ください。

24時間受付

②ウェブで予約▶ **6月6日(月)午前9時から**

市ホームページのトップ画面より「新型コロナウイルスワクチン接種予約はこちら」▶「新型コロナウイルスワクチン4回目接種についてはこちら」▶「Web予約専用ページはこちら」の順にクリックし、予約してください。



◀予約専用ウェブサイト（1～4回目接種、小児接種共通）▶

### 初回（1・2回目）接種・3回目接種・小児接種の予約停止および予約システムの入れ替えについて

● 4回目接種に対応するため、予約システムの入れ替えを実施します。予約ができるようになるのは6月6日(月)午前9時を予定しており、現在休止している初回接種の予約もできるようになります。

● 入れ替えに伴い、6月1日(水)午後6時から6日(月)午前9時まで、初回接種・3回目接種、小児接種の予約受付を完全に停止させていただきます。4回目接種のみ、コールセンターで予約を承ります。

● 予約システム入れ替え後は、予約専用ウェブサイト（左記QRコード）より、1～4回目接種および小児接種の全ての予約が行えるようになります。

● 初回（1・2回目）接種は毎月10日に予約期間の追加を実施していましたが、**7月1日(金)以降分の1～3回目接種予約期間追加日は、4回目接種の予約期間追加日と同時にあります。**

平日のみ

③予約代行▶ **6月20日(月)から**

会場	受付時間
ベニバナウォーク桶川（下日出谷東2-15-1）	午前10時～午後6時
坂田コミュニティセンター（フレスポ桶川内）（坂田東2-3-1）	午前10時～午後6時
保健センター（鴨川1-4-1）	午前9時～午後5時

※ベニバナウォーク桶川会場と坂田コミュニティセンター会場は、8月31日(水)までの受付となります。

※保健センター会場は大変な混雑が予想されます。

※会場により受付時間が異なりますのでご注意ください。

※ベニバナウォーク桶川会場と保健センター会場は、日により施設内で受付場所が変わる可能性があります。

※ベニバナウォーク桶川は、入り口により開門時間が異なりますのでご注意ください。

# 令和4年6月から、 児童手当の制度が変わります

詳しくは☎子ども未来課 ☎788-4945

## 1. 児童手当・特例給付現況届（現況届）の提出が ①～⑥の人を除き（※1）不要となります。

- ① 受給者と児童の住民票の所在地が異なる人
- ② 配偶者からの暴力などにより、住民票の所在地が桶川市と異なる人
- ③ 児童手当の支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ④ 離婚協議中で配偶者と別居されている人
- ⑤ 法人である未成年後見人、里親、施設受給者の人
- ⑥ 受給者と児童の関係が父母以外の人

（※1）その他、公簿などで児童との養育関係が確認できない場合など、桶川市から提出依頼をする場合があります。

上記の①～⑥のいずれかに該当する人は、これまでどおり「現況届」を提出しなければなりません。現況届を提出しないと、6月分以降の手当の支給が受けられなくなります。

該当者のみ、6月初旬に書類（返信用封筒同封）を送付しますので、6月末までに郵送で提出してください。

現況届

一部の受給者を除き、提出が不要となります。



### 現況届とは

毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当（特例給付）を引き続き受給する要件（児童の養育・生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

## 2. 特例給付の支給に関わる所得制限限度額が設けられます

令和4年10月支払分（令和4年6月分～9月分）から手当非該当の所得制限限度額が設けられ、支給額が変更されます。

### 所得制限限度額（※2）

扶養親族の数 (税の申告上の扶養人数)	①児童手当限度額（万円）		②特例給付限度額（万円）		③手当非該当の額（※3）（万円）	
	所得額（未満）	給与収入額の目安（未満）	所得額（未満）	給与収入額の目安（未満）	所得額（以上）	給与収入額の目安（以上）
0人	622	833.3	858	1,071	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162	934	1,162
3人	736	960	972	1,200	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276	1,048	1,276

### 支給額

児童の年齢	手当額（1人あたり月額）		
	①児童手当	②特例給付	③手当非該当
0歳から3歳未満	15,000円	5,000円	0円
3歳以上 小学生修了前	10,000円 第三子以降（※4）は15,000円		
中学生	10,000円		

（※2）所得は手当の受給者（夫婦の場合は所得の高い方）の前年度所得を確認します。世帯合算ではありません。

（※3）所得更正や次年度以降に③の額を下回った場合については、手当の該当となるため、改めて認定請求書の提出などが必要となります。対象の人には、子ども未来課から通知をさせていただきます。

（※4）「第三子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 例

- 夫婦＋子（2人）の4人世帯で手当の受給者が父
- 父の税の申告上（令和3年12月末時点）の扶養人数が3人（妻＋子2人）



父の所得額736万円  
（給与収入額960万円）未満の場合

15,000円または10,000円（1人/月額）

父の所得額972万円  
（給与収入額1,200万円）未満の場合

5,000円（1人/月額）

父の所得額972万円  
（給与収入額1,200万円）以上の場合

0円

### 下記の変更事項があった人は、市へ届け出てください

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市町村への転出や、海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（転職などにより厚生年金から国民年金に変わったときなど）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

### 児童手当の認定請求の手続きは子ども未来課へ

#### 手続きに必要なもの

- 生計中心者名義の振込先がわかるもの
- 生計中心者および配偶者などの個人番号の分かるもの（個人番号カード・通知カードなど）
- 身分証明書（運転免許証・パスポートなど身元を確認できるもの）

#### 〈児童が桶川市以外に住民登録がある場合〉

- 児童の個人番号の分かるもの（個人番号カード・通知カードなど）または児童が属する世帯全員の住民票

※その他の書類が必要となる場合もあります。

#### 支給の時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

#### 児童手当とは

児童手当は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の3月31日まで）の児童を養育している人に支給する手当です。

出生や転入などにより、支給資格が生じた場合、支給を受けるには、認定請求の手続きが必要です。

### 「桶川市子育てガイドブック（2022年度版）」を発行しました

詳しくは☎子ども未来課☎788-4944

赤ちゃんから小学校入学まで、子どもの成長に合わせて活用できる情報をまとめました。

#### 配布施設

子ども未来課、駅西口連絡所、保健センター、駅前子育て支援センター、日出谷子育て支援センター、児童館、市内各公民館、坂田コミュニティセンター、市民活動サポートセンター

